

## 栃木県消防団応援の店制度（栃木県消防団サポート事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、栃木県内の消防団員の確保を図り、地域防災力の充実強化に資するため、栃木県内の消防団員及びその家族等（以下「消防団員等」という。）に対し、特典サービス等の提供をする栃木県消防団応援の店制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）栃木県消防団応援の店制度

消防団員及びその家族等が、応援の店において特典サービスを受けることができる制度

（2）応援の店

本制度の趣旨に賛同し、消防団員等に対し、特典サービスを提供する店舗、施設、事業所、企業等

（3）消防団員

消防組織法第19条に規定する消防団員のうち、県内の消防団に所属する者

（4）家族等

栃木県消防団応援の店利用証（以下「利用証」という。）に署名した家族及び応援の店がサービスの提供を認める消防団員の同伴者

（5）特典サービス

消防団員等が受けることができる利用料金や商品価格の割引、記念品や飲食物の提供、ポイントの付加などの各種サービス

（6）利用証

消防団員等が応援の店で前号の特典サービスを受けるために提示する利用証

（実施主体）

第3条 本制度は、栃木県及び公益財団法人栃木県消防協会が連携し、実施するものとする。

（登録の申請）

第4条 応援の店に登録しようとする者は、応援の店登録申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を確認のうえ、応援の店登録台帳（様式第2号）に必要な事項を登録する。ただし、申請書に記載された内容が次の各号に該当する場合は、登録を行わないものとする。

（1）宗教活動又は政治活動に関わるもの

（2）各種法令等に違反している又はそのおそれがあるもの

(3) 通信販売等対面でのサービス提供を前提としないもの

(4) その他知事が適当でないと認めるもの

3 知事は、前項の登録をした場合、申請者に対し、その旨を様式第3号により通知するとともに、応援の店表示シール（様式第4号）を交付する。

4 知事は、応援の店の名称、所在地、特典サービスの内容等を県のホームページ等で公表する。

（応援の店表示シールの設置）

第5条 応援の店は、店舗の見やすい場所に応援の店表示シールを掲示するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 応援の店は、登録された事項を変更しようとするときは、登録者は応援の店登録変更申請書（様式第5号）により、変更の1か月前までに、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳の該当内容を変更するとともに、その旨を様式第6号により通知する。

（登録の辞退）

第7条 応援の店は、登録を辞退しようとするときは、登録者は応援の店登録辞退届出書（様式第7号）により、辞退の1か月前までに、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第8号により通知する。

3 前項に規定する通知を受けた登録者は、速やかに応援の店表示シールの掲示を取りやめるものとする。

（登録の取消）

第8条 知事は、応援の店が事業を廃止したが届出が出されていないとき、又は登録が適当でない事実が明らかとなったときは、当該登録を取り消し、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第9号により通知する。

2 前項に規定する通知を受けた登録者は、速やかに応援の店表示シールの掲示をとりやめるものとする。

（利用証の交付等）

第9条 知事は、市町を経由して、消防団員に対して利用証（様式第10号）を交付する。

2 利用証の汚損、紛失等により再発行を希望する消防団員は、市町を通じて利用証再交付申請書（様式第11号）を知事に提出することにより再交付を受けることができる。

3 消防団員は、所属する消防団を退団する場合、速やかに利用証を市町を通じて知事に返納するものとする。

（利用証の提示）

第10条 消防団員等は、応援の店から提供されるサービス等を受けようとするときは、利用証を提示しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から運用する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から運用する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から運用する。